(資料4) 妊婦健康診査等について



雇児母発第1031001号 平成19年10月31日

都道府県 各 政 令 市 特 別 区

母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課



妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について

妊婦健康診査にかかる公費負担については、平成19年1月16日雇児母発第0116001号「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」において、各市町村における5回程度の公費負担の実施をお願いしたところである。今般、その取組状況を把握するため、妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行ったところであり、その結果が下記の通り取りまとまったので送付する。

今後とも、母体や胎児の健康確保を図るために、妊婦健康診査の受診勧奨に向けた取組の推進や経済的負担を軽減するための公費負担の充実が図られるよう、都道府県におかれては当該趣旨について貴管下市町村への周知徹底をお願いする。

記

妊婦健康診査の公費負担の状況について (平成19年8月現在)

- 1. 公費負担回数の全国平均(都道府県別の状況は別紙の通り) 公費負担回数 全国平均 2.8回(1.827市町村)
- 2. 各市町村の状況

今年度から公費負担回数を増やした 17.3% 今年度中に公費負担回数を増やす予定 6.0% 来年度以降、公費負担回数を増やす方向で検討中 59.0% 未定もしくは増やす予定なし 17.7%

妊婦健康診査の公費負担の状況について (平成19年8月現在)

現行平均回数	都道府県数	割合
10回~	1	2.1%
9回~	0	0.0%
8回~	0	0.0%
7回∼	0	0.0%
6回~	0	0.0%
5回~	3	6. 4%
4回~	5	10.6%
3回∼	5	10.6%
2回~	30	63.8%
1回~	3	6. 4%
合計	47	100.0%

	市町村の状況		現行			
都道府県名	数	今年度から 増やした	今年度中に 増やす予定	来年度以降 増やす方向 で検討	未定もしく は予定無し	平均回数
北海道	180	11	17	116	36	2. 3
青森県	40	11	7	19	3	2. 8
岩手県	35	3	0	17	15	2. 6
宮城県	36	1	0	28	7	2. 4
秋田県	25	1	0	0	24	10.0
山形県	35	2	0	22	11	2. 2
福島県	60	36	2	18	4	5.8
茨城県	44	1	3	39	1	2. 0
栃木県	31	20	1	10	0	4. 0
群馬県	38	6	1	21	10	2. 3
埼玉県	70	0	1	69	0	2. 0
千葉県	56	0	1	50	5	2. 1
東京都	62	2	3	43	14	2. 1
神奈川県	33	2	1	25	5	2. 2
新潟県	35	17	3	8	7	4. 0
富山県	15	4	0	11	0	4. 3
石川県	19	19	0	0	0	5. 0
福井県	17	10	0	4	3	4. 9
山梨県	28	28	0	0	0	5. 0
長野県	81	11	7	42	21	2. 7
岐阜県	42	14	1	20	7	3. 2
静岡県	42	1	0	39	2	2. 4
愛知県	63	25	5	30	3	4. 2
三重県	29	0	0	29	0	2. 0

	市町村	市町村の状況			坦尔	
都道府県名	数	今年度から 増やした	今年度中に 増やす予定	来年度以降 増やす方向 で検討	未定もしく は予定無し	現行 平均回数
滋賀県	26	12	2	11	1	3. 7
京都府	26	3	0	15	8	2. 2
大阪府	43	4	2	30	7	1.3
兵庫県	41	9	1	17	14	1.4
奈良県	39	10	3	13	13	1.6
和歌山県	30	0	0	9	21	2. 0
鳥取県	19	3	0	15	1	2. 5
島根県	21	7	3	11	0	3. 5
岡山県	27	5	12	10	0	2. 7
広島県	23	6	1	14	2	3. 3
山口県	22	1	0	15	6	2. 7
徳島県	24	2	0	14	8	2. 3
香川県	17	0	0	9	8	3. 9
愛媛県	20	0	9	11	0	2. 0
高知県	35	8	2	23	2	2. 7
福岡県	66	1	1	45	19	2. 0
佐賀県	23	2	2	19	0	2. 3
長崎県	23	4	2	17	0	2. 5
熊本県	48	2	1	28	17	2. 2
大分県	18	0	11	7	0	2. 1
宮崎県	30	8	0	17	5	2. 8
鹿児島県	49	5	5	27	12	2. 3
沖縄県	41	1	0	38	2	2. 3
合 計	1, 827	318	110	1, 075	324	2. 8

すこやかな妊娠と出産のために



SIBURDEQUEDED ON

妊婦健康診査を必ず受けましょう!

妊娠中は、ふだんより一層健康に気をつけなけれ ばなりません。

少なくとも毎月1回(妊娠24週以降には2回以上、 さらに妊娠36週以降は毎週1回)、医療機関など で健康診査を受けましょう。





第211300 FT CD 至3500所

妊婦さんの健康ぐあいや、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいをみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。

特に、 資命、経過的企業 (国際) (国際) などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。

妊婦健診を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。



気をつけたい症状

次のような症状が出たら早く医師に相談を!

₫ むくみ	☑ がんこな便秘
☑ 性器出血	☑ 普段と違うおりもの
☑ 腹痛	☑ 強い頭痛
☑ 発熱	☑ つわりで衰弱がひどい
☑ 下痢	☑ イライラ
☑ めまい	☑ 動悸が激しい
☑ はきけ・嘔吐	☑ 今まであった胎動を
☑ 強い不安感	感じなくなったとき

❷働いている妊娠さんへ

会社に申し出れば、勤務時間内に妊婦健診を受診するための時間を とることができます。(男女屬用機会均等法第12条)

▶ 詳しくは、お近くの都道府県労働局雇用均等室にご相談ください。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html

AN TOBOLISH WERE STANKED

専門家の保健指導を受けましょう!

妊娠に気づいたら、お住まいの市町村の窓口にできる だけ早く妊娠の届出を行ってください。

窓口では、母子健康手帳の交付とともに、妊婦健診を 公費の補助で受けられる受診券や、保健師等による相 談、母親学級・両親学級の紹介、各種の情報提供などを 受けることができます。

分娩前後に帰省するなど、住所地以外で過ごす場合は、その旨住所地及び帰省地の市区町村の母子保健担当に連絡し、母子保健サービスの説明を受けましょう。

その他、妊娠・出産についてのお悩みも、専門家にご相談下さい。



マタニティマーク

厚生労働省では、マタニティマークをとおした「妊産 婦にやさしい環境づくり」 を推進しています。

マタニティマークは、厚生労働省のHPから自由にダウンロードできます。 詳しい活用方法や内容についてもこちらをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html

厚生労働省

マタニティマークについて

1. 趣旨

21 世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子 21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」を挙げている。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要である。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦のマークが使われているが、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされている。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子 21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することとし、平成 18 年 3 月に発表した。

Oマタニティマークとは?

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
- ・さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポ スターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

2. マタニティマークの利用方法等について

マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html



3. マークの普及に向けた取り組み

厚生労働省のホームページ、政府広報、ポスター等様々な機会をとおして多くの 人に広く周知するとともに、関係省庁をとおして、交通機関、職場、飲食店等に本 取り組みへの協力を依頼している。

「マタニティマーク」に関する取組の状況調査結果

【平成19年8月31日現在】

①マタニティマークに関する広報物及びグッズ(注)を作成・購入している市区町村数

	平成18年度	平成19年度
ポスター	30	93
リーフレット	25	59
バッジ	30	47
キーホルダー/チェーンホルダー	104	318
シール・ステッカー・マグネット(車内用を含む)	52	140
ストラップ	25	49

②マタニティマークに関する広報物及びグッズの作成・購入数

	平成18年度	平成19年度
ポスター	24,350	16,625
リーフレット	75,939	70,087
バッジ	43,309	47,411
キーホルダー/チェーンホルダー	72,049	359,096
シール・ステッカー・マグネット(車内用を含む)	128,890	177,659
ストラップ	37,531	71,287

③グッズなどの配布方法別自治体数

	母子健康手帳と 同時に配布	母親・両親学級 などで配布	その他(希望者など)
平成19年度	644	44	47

④その他の主な取組

- 広報誌やホームページなどを活用した普及啓発
- 母子保健事業を紹介した冊子や母子健康手帳へのマタニティマークの掲載
- 障害者用の駐車場などへのマタニティマークの看板の設置

(注:グッズとは、バッジ、キーホルダー/チェーンホルダー、シール・ステッカー・マグネット(車内用を含む)、ストラップなど)

[厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ]

マタニティマークに関するグッズ(注)を配布している自治体数(都道府県別)

【亚成10年8日31日租在】

都道府県名	市町村数	平成18年度	平成19年度
北海道	180	11	25
青森県	40	1	6
岩手県	35	2	5
宮城県	36	6	9
秋田県	25	1	3
山形県	35	0	5
福島県	60	4	9
茨城県	44	4	16
栃木県	31	6	10
群馬県	38	6	11
埼玉県	70	32	48
千葉県	56	5	20
東京都	62	15	29
神奈川県	33	6	14
新潟県	35	11	6
富山県	15	2	5
石川県	19	1	5
福井県	17	2	5
山梨県	28	3	10
長野県	81	3	13
岐阜県	42	3	15
静岡県	42	2	11
愛知県	63	16	38
三重県	29	5	7

		【平放	[19年8月31日現在]
都道府県名	市町村数	平成18年度	平成19年度
滋賀県	26	2	6
京都府	26	2_	7
大阪府	43	9	27
兵庫県	41	3	16
奈良県	39	3	8
和歌山県	30	3	5
鳥取県	19	0	2
島根県	21	2	6
岡山県	27	6	9
広島県	23	1	8
山口県	22	1	7
徳島県	24	2	3
香川県	17	2	7
愛媛県	20	2	5
高知県	35	2	4
福岡県	66	6	19
佐賀県	23	2	7
長崎県	23	2	11
熊本県	48	2	8
大分県	18	2	7
宮崎県	30	2	9
鹿児島県	49	5	12
沖縄県	41	1	1
合計	1, 827	199	509

(注:グッズとは、バッジ、キーホルダー/チェーンホルダー、シール・ステッカー・マグネット(車内用を含む)、ストラップなど) 〔厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ〕

食育の推進

(母子保健・児童福祉分野)

取組の方向性

食育基本法(食育の推進に係る基本的施策)

- 〇妊産婦・乳幼児に対する栄養指導の充実 〇保育所等における食育の推進
- 子ども・子育て応援プラン(食育の推進に関する目標)
- 〇保健センター、保育所、学校等関係機関と連携して食育の取組を推進する市町村 100%
- ○給食や保育活動を通じて食育の取組を推進する保育所 100%
- 「健やか親子21」における目標
- 〇保育所、学校、住民組織等関係機関の連携により取組を推進している市町村 100%(現状 87.1%)

健やか生活習慣 国民運動(仮称)

H20~

関係団体の推薦 取組事例の提供等

子どもの頃からの健全な食習慣の形成が 生活習慣病対策の観点からも重要

現状の取組

〇自治体での取組

自治体での取組の推進 (次世代育成支援交付金) 妊産婦・乳幼児の栄養指導の実施

〇保育所における取組 保育指針の見直しの検討(食育に関する記載も検討) 保育所における食育計画づくりガイドの作成・公表(平成19年11月

◎取組内容の充実・実践の促進が必要

(子どもの健全育成の観点からの取組の充実)

- ○取組事例の収集・分析→公表
- ○食環境づくりに関する普及啓発

ガイドラインの策定

- ○食から始まる健やかガイド(平成16年2月)
- 〇妊産婦の食生活指針(平成18年2月)
- ○授乳・離乳の支援ガイド(平成19年2月)

◎科学的根拠の整理

妊産婦・乳幼児の食事摂取基準の作成及びそ の活用に関する検討

(H20年度)基準づくり(分科会設置)

基盤整備

普及啓発

〇民間企業等の取組

幼児のための食環境づくり

妊産婦・乳幼児の食事摂取基準の策定

検討の必要性

国民の体位の変化

妊産婦の体型等の変化 (やせ等)

食生活の変化

ビタミン、ミネラル等の 栄養素等摂取状況 ミネラル飲料、サプリメ ント等の使用増加

疾病との関連の検討

神経管閉鎖障害、くる病 等の欠乏症、過剰症など 胎児期、乳幼児期の栄養 と疾病に関する新たな知 見の蓄積

国際的動向への対応

アメリカ/カナダ、EU 等でのDRIの見直し

検討の方法

妊産婦・乳幼児に関する 国内、国外データの収集 系統的レビューの実施

> 科学的、統計的 政策的検討

妊産婦 乳幼児 食事摂取基準の策定

- •推定平均必要量
- 推奨量
- 日安量
- ·上限量

適切な活用に向けての 普及啓発

利用目的

栄養指導 栄養指導

食事

提

妊産婦の栄養指導 乳幼児の栄養指導

給食施設

乳児院、保育所、児童養護 施設、知的障害児施設、肢 体不自由児施設、児童自立 支援施設等の児童福祉施設、

病院 等での食事の提供

<検討予定栄養素等>

エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食 物繊維、アルコール、

水溶性ビタミン(ビタミンB1, B2, ナイアシン、 B6. 葉酸、B12. ビオチン、パントテン酸、ビタ ミンC)

脂溶性ビタミン(ビタミンA. E. D. K)

ミネラル(マグネシウム、カリウム、リン)

微量元素(鉄、亜鉛、セレン、ヨウ素等)

電解質(ナトリウム、カリウム)

新(案)	IE .
雇児発第082300	D1号 雇児発第0823001号
平成17年8月2	平成17年8月23日
一部改正 雇児発第101100	- 一部改正 雇児発第1011007 5
平成18年10月1	1日 平成18年10月11日
一部改正 雇児発第051400	D2号 一部改正 雇児発第0514002-5
平成 1 9 年 5 月 1	4日 平成19年5月14日
	一部改正 雇 児 発 第 ※ 🗄
	平成20年※月※
都道府県知事	都道府県知事
各 政令市市長 殿	各 政令市市長 殿
特別区区長	特別区区長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
母子保健医療対策等総合支援事業の実施について	母子保健医療対策等総合支援事業の実施について
母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別 とおり宝め、平成17年4日1日から適田することとしたので、御了知のと、木真業の実施	紙の 母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙の につ とおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につ
とお願いする。	さお願いする。
	0日 なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について(平成8年5月101
	○日
	5月 20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知)、疾病により長期にわたり療養を必要とする児
	生「童に対する療育指導について(平成9年4月1日児発第250号厚生省児童家庭局長通知)、生
匿を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省	1
涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0)3 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第03
涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0 31008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施につ) 3 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第03 3 1008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施につい
涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0 31008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施につ)3 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第03
匿を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0 31008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施につ	3 3 1 0 0 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施について (平成 1 6 年 3 月 3 1 日雇児発第 0 3
屋を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0 31008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施につ	3 3 1 0 0 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施について (平成 1 6 年 3 月 3 1 日雇児発第 0 3
涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0	3 3 1 0 0 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第03
涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0 31008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施につ) 3 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第03 3 1008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施につし
涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0 31008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施につ	3 3 1 0 0 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施について (平成 1 6 年 3 月 3 1 日雇児発第 0 3
屋を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省 家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0 31008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施につ	3 1 0 0 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施について(平成 1 6 年 3 月 3 1 日雇児発第 0 3

-22-

エ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催

IB 新(案) 別紙 別紙 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱 第1 (略) 第1 (略) 第2 事業内容 第2 事業内容 1 母子保健強化推進特別事業 (1) 事業目的 (削除) 母子保健施策の推進のため、都道府県において実施する、特に必要かつ効果的な事業に ついて支援を行う。 (2) 実施主体 事業の実施主体は、都道府県とする。 (3) 事業の内容 母子保健強化推進特別事業の対象となる事業は、都道府県の策定する特定事業主行動計 画を踏まえ、管内市区町村との連携による都道府県全域を対象とした事業又は今後、都道 府県全域に広く普及させることを目的として実施する事業のうち、次に掲げる内容の先駆 的モデル事業とする。 ① 乳幼児死亡、妊産婦死亡、周産期死亡等の改善対策事業 ② 母子疾病予防対策事業 1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 (1) 事業目的 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点 病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保 護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等(以下「保 健福祉関係機関等」という。)と連携した支援体制の構築を図る。 なお、本事業は、子どもの心の診療拠点病院としての施設及び設備基準、地域の医療機 関及び保健福祉関係機関等との連携体制等について検討するため、試行的に実施するもの である。 _(2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。 (3) 事業内容 都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとし、3年を限度に補助するものとする。 ① 子どもの心の診療支援(連携)事業 ア 地域の医療機関から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症 例に対する診療支援 イ 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発 達障害の症例に対する医学的支援 ウ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣

- ② 子どもの心の診療関係者研修事業
- ア 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施
- イ 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催
- ③ 普及啓発·情報提供事業

子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子どもの心の問題について普及啓発を図る。

(4) その他

本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。

2~4 (略)

- 5 周産期医療対策事業について
- (1) 目的 (略)
- (2) 実施主体 (略)
- (3) 事業内容
 - ① 周産期医療協議会の設置 (略)
 - ② 周産期医療情報ネットワーク事業 (略)
 - ③ 周産期医療関係者研修事業 (略)
 - ④ 周産期医療調査・研究事業 (略)
 - ⑤ NICU入院児支援事業
 - ア 都道府県は、新生児集中治療室(以下、「NICU」という。)及びNICUに併設された回復期治療室(以下、「GCU」という。)に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、NICU入院児支援コーディネーター(以下、「コーディネーター」という。)を配置する。イ コーディネーターの業務は以下のとおりとする。
 - (7) 必須の業務
 - a NICU及びGCUの長期入院児の現状把握及び現在入院中の医療機関と望ましい移行先(他医療機関、福祉施設、在宅等)との連携・調整
 - __(イ) <u>必ずしも全てを行う必要は無いが、地域の実情に応じて、他</u>職種とも連携しなが ら実施すること
 - a 移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携
 - b 家族への包括的なケアの提供
 - c 在宅生活等への移行に伴う医療的・福祉的環境整備
- (4) 周産期医療システム整備に係る基本方針 (略)

2~4 (略)

- 5 周産期医療対策事業について
 - (1) 目的 (略)
 - (2) 実施主体 (略)
 - (3) 事業内容
 - ① 周産期医療協議会の設置 (略)
 - ② 周産期医療情報ネットワーク事業 (略)
 - ③ 周库期医療関係者研修事業 (略)
 - ④ 周産期医療調査・研究事業 (略)

(4) 周産期医療システム整備に係る基本方針 (略)

新(案)

6 小児科・産科医療体制整備事業について

6 健やかな妊娠・出産等サポート事業について

(1) 目的

小児科医・産科医の不足に対応するための医療資源の集約化・重点化や女性医師の就 労支援策等、都道府県における小児科・産科医療の体制整備を図る。また、併せて、健 やかな妊娠・出産等をサポートするための地域の先駆的な取組への支援により、妊娠・ 出産の安全・安心の確保を図る。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 事業の内容

第3 国の助成

する。

① 小児科・産科医療体制整備事業

医療資源の集約化・重点化に係る次に掲げるア又はイの取組を実施するものとし、1 都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。

- ア 女性医師等の労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援の先駆的な取組
- イ 集約化・重点化に関する地域住民等への理解を深める広報啓発等
- ② 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業

健やかな妊娠・出産等をサポートするためのア又はイに係る先駆的な取組を実施する ものについて、ア及びイの各々について1都道府県あたり3年を限度に補助するものと する。

ア 妊娠期における支援体制の充実に資する取組

妊婦・胎児のリスクの軽減や早産児・低出生体重児等の出生リスクの低下を図るた めの妊娠期からの支援体制の構築に資する取組

イ 出産期に係る周産期医療提供体制の確保に資する取組

おいて別に定めるところにより補助することができるものとする。

周産期医療施設におけるNICUの確保を図るため、在宅移行が最も望ましいNI CU長期入院児を対象にした、在宅への移行支援及び継続した支援体制整備のための 取組

(2) 実施主体

(1) 目的

本事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 事業の内容

医療資源の集約化・重点化に係る次に掲げる事項を実施するものとし、1都道府県あ たり3年を限度に補助するものとする。また、既存の事業では対応できない分野とする。

小児科医・産科医の不足に対応するための医療資源の集約化・重点化や女性医師の就

18

- ① 女性医師等の労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援の先駆的な取組
- ② 集約化・重点化に関する地域住民等への理解を深める広報啓発等

労支援策等、都道府県における小児科・産科医療の体制整備を図る。

(4) その他

事業の実施にあたっては、以下の通知を参照すること。

「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」(平成17年12月22 日付医政発第1222007号、雇児発第1222007号、総財経第422号、17文科高第642号・厚生労 **働省医政局長、厚生労働省雇用均等,児童家庭局長、総務省自治財政局長、文部科学省高** 等教育局長連名通知)

第3 国の助成

母子保健医療対策等総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内に おいて別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外 する。

第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、別紙様式による事業計画を策定し、別 に定める期日までに厚生労働大臣に提出すること。

母子保健医療対策等総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内に

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外

第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、別紙様式による事業計画を策定し、別 に定める期日までに厚生労働大臣に提出すること。

	ı	
ľ	`	3
į	_	
١	•	•
	ı	

ΙB 新(案) 雇児母発第0823001号 雇児母発第0823001号 平成17年8月23日 平成17年8月23日 一部改正 雇児母発第1011001号 一部改正 雇児母発第1011001号 平成18年10月11日 平成18年10月11日 一部改正 雇児母発第0514001号 一部改正 雇児母発第0514001号 平成19年5月14日 平成19年5月14日 一部改正 雇児母発第 ※ 号 平成20年※月※日 都道府県へ 都 道 府 県 各指定都市 母子保健主管部(局)長 殿 各指定都市 母子保健主管部(局)長 殿 市 核 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について 標記については、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童│ 標記については、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童 家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」により実施要綱が示されたと│家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」により実施要綱が示されたと ころであるが、このうち、生涯を通じた女性の健康支援事業及び小児科・産科医療体制整備事業│ころであるが、このうち、生涯を通じた女性の健康支援事業及び小児科・産科医療体制整備事業 |の実施に当たっては、下記に留意のうえ、その適正かつ円滑な運営が図られるようご配慮願いた|の実施に当たっては、下記に留意のうえ、その適正かつ円滑な運営が図られるようご配慮願いた lu. なお、新生児聴覚検査の実施について(平成12年10月20日児母第57号厚生省児童家庭│ なお、新生児聴覚検査の実施について(平成12年10月20日児母第57号厚生省児童家庭 局母子保健課長通知)、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日┆局母子保健課長通知)、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日 |児母第24号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)及び特定不妊治療費助成事業の実施について│児母第24号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)及び特定不妊治療費助成事業の実施について (平成16年3月31日雇児母発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健│(平成16年3月31日雇児母発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健 課長诵知)は、この通知の施行をもって廃止する。 課長通知)は、この通知の施行をもって廃止する。 記 記 1 生涯を诵じた女性の健康支援事業の実施について 1 生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について (略) (略)

2 周産期医療対策事業におけるNICU入院児支援事業の実施について

(1) NICU入院児支援コーディネーター(以下、「コーディネーター」という。) の位置 づけ等について

都道府県は、新生児集中治療室(以下、「NICU」という。)及びNICU併設された回復期治療室(以下、「GCU」という。)に入院している児童について、その児童に最も適した療養環境への移行を推進するため、どのような重症児であっても家族の一員として生活できることを目標に支援を行い、各都道府県の母子保健医療施策を推進するための責任を担うコーディネーターを配置する。

- ・(2) コーディネーターの業務について
 - ① 必須の業務

NICU及びGCU(以下、「NICU等」という。) の長期入院児の現状把握及び 現在入院中の医療機関と望ましい移行先(他医療機関、福祉施設、在宅等)との連携・ 調整

- ア NICU等の長期入院児の状況や、NICU退院後の移行先の候補となる施設(他 医療機関、福祉施設等)及び在宅生活を支援する施設の充足状況等を把握する。
- イ NICU等の長期入院児の退院後の移行先の候補となる施設や、在宅生活を支援 する地域の医療機関等と連絡を取り、個々の長期入院児の状態に応じた望ましい移 行先をある程度選定する。
- ウ 現在入院中の医療機関と望ましい移行先との連携・調整を行う。
- エ NICU等に入院しており、適切な支援が無ければ将来的に長期に入院する可能 性のある児童についても、必要に応じて支援の対象とすること。
- ② 必ずしも全て行う必要はないが、地域の実情に応じ、他職種とも連携しながら実施すること
 - ア 移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携
 - (ア) 福祉施設、在宅等に移行した後も、症状の悪化等の緊急時には高度な医療機関 等による対応が必要となるが、そういった場合に備え、日頃より緊急時の医療機 関との連携を図る。
 - (イ) 在宅等に移行後も定期的に専門的医療機関への通院が必要な場合、その連携を 支援する。
 - イ 家族への包括的なケアの提供
 - (ア) NICU入院時から、家族への障害受容等の精神的ケアを行う。
 - (イ) NICU等から他医療機関、福祉施設、在宅等への移行を考えるにあたり、家族の移行先に対する理解を促し、移行が円滑に行われるよう支援する。
 - (ウ) 他医療機関、福祉施設、在宅等に移行した後も、必要に応じて家族に対する精神的ケアを行う。
 - ウ 在宅生活等への移行に伴う地域の在宅医療・福祉サービスの情報提供及び環境整備 在宅等へ移行するにあたり、在宅生活で必要と考えられる訪問診療、訪問看護、 訪問リハビリ、人工呼吸器等の医療機器の貸し出し等の在宅医療に必要な支援の調整や、訪問ヘルパー、移動具(車いす等)の作成・貸し出し、住宅改造等の福祉的 サービスといった医療的・福祉的環境についての情報提供を行うとともに、不十分

 α

新(案)

18

な部分についての整備、改善を推進する。

(3) コーディネーターの配置場所について

保健福祉行政担当部署、総合周産期母子医療センターなど、地域の状況に応じた適切な 場所にコーディネーターを配置すること。

(4)コーディネーターの職種、資格について

保健師、看護師など、コーディネーターの業務内容を踏まえ、適切な人材を配置するこ <u>د .</u>

(5)その他

事業の実施にあたっては、以下の通知を参照すること。

- ① 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境 の確保等の取組について」(平成19年12月26日医政発第1226006号、雇児発第1226004 号、社援発第1226002号、保発第1226001号厚生労働省医政局長、雇用均等・児童家庭 局長、社会・援護局長、保険局長連名通知)
- ② 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境 の確保等の取組について (留意事項)」(平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇 児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号厚生労働省医政局総務 課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 長、保険局医療課長連名通知)
- 3 健やかな妊娠<u>・出産等サポート</u>事業における小児科<u>・産科医療体制整備事業の実施について 2 小児科・産科医療体制整備事業の実施について</u>

病院の小児科・産科の医師の確保が著しく困難な地域において、「小児科・産科医師確保が」 困難な地域における当面の対応について」(平成17年12月2日付「地域医療に関する関係省庁」 連絡会議」におけるワーキンググループ報告書)の趣旨に基づき、緊急避難的な措置として、 医療資源の集約化・重点化に取り組む場合に、以下に示すような都道府県の取組に対して一定 の補助を行う。

- (1)対象となる事業内容について
- ① 女性医師等の確保対策としての労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援 ア データ収集
 - (ア) 勤務時間等労働条件、労働環境に関する調査
 - (イ) 仕事と子育ての両立に関する調査
 - イ 女性医師等の継続就業、再就業の援助に関する先駆的な事例の収集及び他の医療機関 への情報提供
 - ウ 病院管理者、その他病院関係者に対する説明会の開催等を通じた女性医師等の仕事と 家庭の両立支援についての普及啓発
 - エ 女性医師等の継続就業及び再就業への支援策の検討、実践の取組への支援

病院の小児科・産科の医師の確保が著しく困難な地域において、「小児科・産科医師確保が 困難な地域における当面の対応について」(平成17年12月2日付「地域医療に関する関係省庁 連絡会議」におけるワーキンググループ報告書)の趣旨に基づき、緊急避難的な措置として、 医療資源の集約化・重点化に取り組む場合に、以下に示すような都道府県の取組に対して一定 の補助を行う。

- (1)対象となる事業内容について
 - ① 女性医師等の確保対策としての労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援 ア データ収集
 - (ア) 勤務時間等労働条件、労働環境に関する調査
 - (イ) 仕事と子育ての両立に関する調査
 - イ 女性医師等の継続就業、再就業の援助に関する先駆的な事例の収集及び他の医療機関 への情報提供
 - ウ 病院管理者、その他病院関係者に対する説明会の開催等を通じた女性医師等の仕事と 家庭の両立支援についての普及啓発
 - エ 女性医師等の継続就業及び再就業への支援策の検討、実践の取組への支援

オ その他女性医師等の確保及び仕事と家庭の両立支援に係る取組で厚生労働大臣が認めるもの(既存の補助金等で措置される場合を除く)

新(案)

- ② 集約化・重点化に係る広報啓発等
 - ア 地域住民への説明会(意見交換会)の開催
 - イ 具体的な対策についての病院関係者等への説明会
 - ウ 集約化・重点化を解説したリーフレット等の作成
 - エ その他厚生労働大臣が認めるもの
- (2) 実施に当たっての留意事項

当該都道府県の地域医療対策協議会において協議を行い、

- ① 小児科・産科医療の圏域の設定
- ② 必要な圏域については、「連携強化病院」や「連携病院」の設定
- ③ それらを包括した集約化・重点化計画の策定がなされていること。
- ※上記については、現在検討中の場合を含む。
- (3) 事業結果の報告について

厚生労働省に対する事業結果の報告は、その時期や内容等について別途連絡するものと する。

(4) その他

事業の実施にあたっては、以下の通知を参照すること。

「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」(平成17年12月22 日付医政発第1222007号、雇児発第1222007号、総財経第422号、17文科高第642号・厚生労働省医政局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、総務省自治財政局長、文部科学省高等教育局長連名通知)

- _____
- オ その他女性医師等の確保及び仕事と家庭の両立支援に係る取組で厚生労働大臣が認めるもの (既存の補助金等で措置される場合を除く)

18

- ② 集約化・重点化に係る広報啓発等
 - ア 地域住民への説明会(意見交換会)の開催
- イ 具体的な対策についての病院関係者等への説明会
- ウ 集約化・重点化を解説したリーフレット等の作成
- エ その他厚生労働大臣が認めるもの
- (2) 実施に当たっての留意事項

当該都道府県の地域医療対策協議会において協議を行い、

- ① 小児科・産科医療の圏域の設定
- ③ 必要な圏域については、「連携強化病院」や「連携病院」の設定
- ③ それらを包括した集約化・重点化計画の策定 がなされていること。
- ※上記については、現在検討中の場合を含む。
- (3) 事業結果の報告について

厚生労働省に対する事業結果の報告は、その時期や内容等について別途連絡するものと する。